

重要事項説明書 【契約書別紙】

<令和7年12月1日現在>

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービス地域

事業所名	グループホーム はなみ
指定番号	3191400104
所在地	鳥取県東伯郡琴浦町赤崎 1078-7
管理者の氏名	澤田一美
電話番号	(0858) 55-6120
FAX番号	(0858) 55-6121
サービスを提供する地域	琴浦町

(2) 事業所の従業者体制

職種	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の管理、業務の実施状況の把握	1名（兼務）		1名
計画作成担当者	介護計画の作成	2名（兼務）		2名
介護従事者	利用者の介護	13名 (専従10兼務3)	2名	15名

(3) 入居定員 18名

(4) 設備の概要

○居室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、枕元灯付きベッド・押し入れ・洗面台等を備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができます

○食堂

利用者の使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・食器類などの備品を備えます

○その他の設備

設備としてその他に、居間、台所、浴室、談話室等の設備を設けます

3. サービスの内容

- ① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 排泄
- ⑤ 介護
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

○協力歯科医院

医療機関の名称	くにたけ歯科クリニック
所在地	鳥取県東伯郡琴浦町八橋 79-9
診療科	歯科

5. 緊急時の連絡

利用者の容態に急変があった場合には、医師に連絡する等必要な措置を講じるとともに、ここに届けられたご家族等にも速やかに連絡します。

第1連絡先	氏名（継柄）	
	住 所	
	電話番号	
第2連絡先	氏名（継柄）	
	住 所	
	電話番号	

6. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

- 介護報酬告示額…別紙
- その他の費用…別紙

7. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、管理者その他の従業者による指導又は指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- ② 利用者は、外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- ③ 利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- ④ 利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年4回の利用者及び従業者等の訓練を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12. 利用者の尊厳

利用の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 3 . 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4 . 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用窓口 グループホームはなみ

担当者 : 澤田 一美

ご利用時間 : 午前 9 時～午後 5 時

電話 : (0858) 55-6120

ご利用窓口 社会福祉法人赤崎福祉会 総務課

担当者 : 奥田 恵

ご利用時間 : 午前 9 時～午後 5 時

電話 : (0858) 55-2051

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

琴浦町介護保険係

電話番号 (0858) 52-1716

鳥取県国民健康保険団体連合会

電話番号 (0857) 20-2100

鳥取県社会福祉協議会

電話番号 (0857) 59-6365

1 5 . 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合にはご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 6 . 第三者評価の状況

(1) 実施の有無 無

(2) 実施直近日

(3) 評価機関

(4) 評価結果の開示状況 ホームページ <http://www.hyakujuen.jp/>

17. 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 鳥取県東伯郡琴浦町赤崎 1078-7

名 称 グループホーム は な み

(指定番号 3191400104)

管理者 澤 田 一 美 印

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町

氏 名 印

<利用者代理人（選任して場合）>

利用者との続柄

住 所

氏 名 印